

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から54年3月まで

昭和53年3月に大学を卒業した後、父が「国民年金を納めておいたほうがいいので、1年分納めるよ。」と言って、A市役所へ一緒に行って国民年金保険料を納めて領収書も見せてくれた。その領収書は、今見当たらず、同市役所にも関係書類が一切無いという。

昭和54年4月にB市立学校の職員に新規採用された時に、事務員から「国民年金に1年間入っていたのですね。」と聞かれ、「はい」と答えたことをはっきり覚えている。しかし、学校では、昔のことで証明できないと言われた。

もともと社会保険庁（当時）がきちんと記録を残してこなかったことに原因があることは明白である。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在使用している国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及びC市の国民年金被保険者名簿によると、昭和63年9月30日ころにC市から払い出され、申立人は、同年8月24日にさかのぼって国民年金第3号被保険者資格を初めて取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと推認される。

しかしながら、オンライン記録を確認したところ、申立人の旧姓である「D」で生年月日が「昭和31年*月*日」に該当する国民年金被保険

者記録は見当たらないものの、申立人の旧姓と読み方が同姓同名（D）で生年月日が極めて近い被保険者記録（生年月日：31年*月*日、資格取得日：53年4月1日、資格喪失日：54年4月1日、国民年金手帳記号番号払出年月日：54年1月16日（A市）、国民年金手帳記号番号：*）が確認できる。

一方、申立人は、「昭和53年3月に大学を卒業後、父がA市役所で国民年金の加入手続を行い、1年分の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張している。当該被保険者記録の国民年金手帳記号番号は54年1月16日にA市で払い出され、53年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得している上、申立人は、「54年4月1日にB市立学校の職員に採用された。」と述べているところ、同日にA市よりB市に住所変更していることが戸籍の附票で確認できるとともに、同日に被保険者資格を喪失していることが当該記録から確認できることから、申立内容とおおむね符合しており、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、当該被保険者記録は、当該被保険者がA市からB市に住所変更したことにより、E社会保険事務所（当時）からF社会保険事務所（当時）に移管され、昭和54年4月1日の被保険者資格の喪失処理が行われたものの、その後、被保険者の特定がなされないままになっていたものと考えられる。

さらに、当時の学校の事務員は、「新採用の職員から共済組合あての前歴報告書を提出してもらい、年金手帳を見せてもらっていた。」と証言しており、申立人の主張と符合する。

これらのことから、「D、昭和31年*月*日生」の国民年金被保険者記録は、申立人の旧姓の記録である可能性が高いものと認められる。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年10月までの期間、60年4月から同年10月までの期間、61年3月から同年10月までの期間、62年3月から同年10月までの期間、63年3月から同年10月までの期間、平成元年3月から同年10月までの期間、2年3月から同年10月までの期間、3年3月から同年10月までの期間、4年3月から同年10月までの期間及び5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から同年10月まで
② 昭和60年4月から同年10月まで
③ 昭和61年3月から同年10月まで
④ 昭和62年3月から同年10月まで
⑤ 昭和63年3月から同年10月まで
⑥ 平成元年3月から同年10月まで
⑦ 平成2年3月から同年10月まで
⑧ 平成3年3月から同年10月まで
⑨ 平成4年3月から同年10月まで
⑩ 平成5年3月

私は、親に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は、地区の納税組合の班長に、父が元妻の保険料も一緒に毎月集金してもらっていた。私が30歳になったころからは、私が納税組合で集金してもらうようになったと思う。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10箇所68か月と長期間である上、申立期間のすべてにつ

いて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人と一緒に納税組合で集金してもらっていたとする元妻の国民年金保険料の納付記録を確認したが、オンライン記録及びA町の管理する国民年金被保険者名簿共に、申立人と同様に未納である。

さらに、申立人は、「居住している地区の納税組合の班長に国民年金保険料を毎月集金してもらっていた。」と主張しているものの、A町では、「各納税組合には国民年金保険料の納付書の配布はお願いしていたが、保険料の集金については行われていなかったものと思われる。納税組合の資料は保存期間終了にて処分している。」と回答している。

加えて、申立人は、「国民健康保険の切替えと同時に国民年金の切替手続きも行ったと思う。」と述べているものの、申立人の国民健康保険の加入記録をA町に照会したところ、「平成5年からの加入記録はあるが、それ以前の加入記録は無い。申立人の元妻も同じである。」と回答しており、申立期間における国民健康保険の加入記録も確認できない。

そのほか、申立人は、「30歳（平成2年）ころからは自分で納税組合に集金してもらっており、当時の1か月当たりの国民年金保険料は、1万2,000円から1万3,000円であったと記憶している。」と述べているものの、保険料額が1万円を超えたのは平成5年4月からとなっている。

なお、申立人に対し、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその父は、「納税組合の代表者等は既に他界している。」と述べていることから、代表者等から具体的な証言を得ることもできず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年10月までの期間、60年4月から同年10月までの期間、61年3月から同年10月までの期間、62年3月から同年10月までの期間、63年3月から同年10月までの期間、平成元年3月から同年10月までの期間、2年3月から同年10月までの期間、3年3月から同年10月までの期間、4年3月から同年10月までの期間及び5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から同年10月まで
② 昭和60年4月から同年10月まで
③ 昭和61年3月から同年10月まで
④ 昭和62年3月から同年10月まで
⑤ 昭和63年3月から同年10月まで
⑥ 平成元年3月から同年10月まで
⑦ 平成2年3月から同年10月まで
⑧ 平成3年3月から同年10月まで
⑨ 平成4年3月から同年10月まで
⑩ 平成5年3月

申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所（当時）に照会したところ、納付した事実が確認できなかった旨回答があった。

当時は結婚しており、婚家先で、元夫や義父が地区の納税組合を通じて私の国民年金保険料も一緒に納めてくれていた。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10箇所68か月と長期間である上、申立期間のすべてにつ

いて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料の納付に直接関与していないため、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人と一緒に納税組合で集金してもらっていたとする申立人の元夫の国民年金保険料の納付記録を確認したが、オンライン記録及びA町の管理する国民年金被保険者名簿共に、申立人と同様に未納である。

さらに、申立人は、「当時居住していた地区の納税組合の班長に国民年金保険料を毎月集金してもらっていた。」と主張しているものの、A町では、「各納税組合には国民年金保険料の納付書の配布はお願いしていたが、保険料の集金については行われていなかったものと思われる。納税組合の資料は保存期間終了にて処分している。」と回答している。

加えて、申立人は、「元夫が国民健康保険の切替えと同時に国民年金の切替手続も行ったと思う。」と述べているものの、申立人の国民健康保険の加入記録をA町に照会したところ、「平成5年からの加入記録はあるが、それ以前の加入記録は無い。申立人の元夫も同じである。」と回答しており、申立期間における国民健康保険の加入記録も確認できない。

そのほか、申立人に対し、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の元夫及びその義父は、「納税組合の代表者等は既に他界している。」と述べていることから、代表者等から具体的な証言を得ることもできず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの期間、同年7月から44年11月までの期間及び45年2月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで
② 昭和43年7月から44年11月まで
③ 昭和45年2月から47年3月まで

A市役所で納付記録を確認したら、「申立期間の国民年金保険料が未納及び免除記録になっている。」と言われたが、昭和43年1月から6月までの保険料は、亡き父がA市役所で納付していたと聞いており、同年7月以降の保険料は、嫁ぎ先のB町のC納税組合を通して家族全員で納めていた。それなのに、申立期間について、私の保険料だけが未納であるはずはなく、免除の申請をした記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「亡き父がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張しているものの、申立人の両親の国民年金納付記録を見るといずれも申請免除期間となっている。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする父は既に他界している上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人及び亡き父が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人は、「嫁ぎ先のB町のC納税組合を通して家族全員の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張している。しかしながら、昭和43年6月*日に婚姻届出により入籍していることは確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年5月17日に旧姓で払い出され、また、A市が保管する国民年金被保険者名簿においても、申立人の氏名は旧姓のままとなっており、同被保険者名簿には47年6月30日にA市からB町へ転出した旨記載されている上、申立人が所持している国民年金手帳には、同年7月4日に氏名変更及び住所変更の記載があることから、申立人の保険料が、嫁ぎ先の家族（夫及び義父母）と一緒に納付された時期は、同年4月分からであったものと推認される。

また、申立期間②のうち昭和44年4月から同年11月までの期間及び申立期間③のうち45年2月及び同年3月について、申立人は、「免除の申請をした記憶が無い。」と主張しているものの、申立人が所持している国民年金手帳の昭和44年度国民年金印紙検認記録を見ると、昭和44年6月28日付けでD社会保険事務所長（当時）が「44年4月分から45年3月分までの期間の国民年金保険料の免除申請を承認した」旨の押印が確認できる。

なお、申請免除は国民年金被保険者の申請に基づき行われるものであることから、申請が無いまま市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで
(日付不詳)
② 昭和 56 年 4 月から 58 年 7 月まで
(日付不詳)

私は、昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで A 社 B 支社 C 支部及び 56 年 4 月から 58 年 7 月まで D 社 E 工場へ勤務し、厚生年金保険に加入していた記憶があるにもかかわらず、いずれの会社においても厚生年金保険に未加入となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②において、申立人の業務に関する記憶から、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①について、A 社 B 支社は、「昭和 39 年 3 月から作成している職員の厚生年金保険の加入記録を記載している社会保険台帳に、申立人の氏名は無く、在籍していたかは不明である。また、29 年 1 月から記録している全職員登録台帳にも、申立人の氏名は無い。」と回答している。

また、同社が加入する F 健康保険組合では、「申立人の申立期間における加入記録は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人を当該事業所に紹介したとする者は、既に他界しており、当時の同僚についても申立人は覚えていないことから特定することができず、当時の状況についての証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、D 社 E 工場の元事務担当者は、「会社では全員が社会保険に加入していたわけではない。給料から厚生年金保険料が控除され

ている人、控除されていない人はいた。ただ、どういう人が控除されて、
どういう人が控除されていないかは知らない。」と証言している上、申立期
間当時、同社で厚生年金保険の資格を取得した被保険者（91人）で連絡の
取れた18人は、申立人についての記憶は無く、そのうち7人は、「D社E
工場では、採用と同時に厚生年金保険に加入させてもらえなかった（数
か月から6～7年後に加入）」と証言していることから、同社では、必ず
しも、全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取り扱いをしていな
かったことがうかがわれる。

また、申立期間①及び②について、申立人は、夫の加入していた健康保
険の被扶養者になっていたことが確認できる上、当該申立て事業所の健康
保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において資格を取
得した被保険者の中に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

なお、申立期間①及び②における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確
認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金
保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな
い。